

平成25年6月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成25年度6月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成25年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 緑豊かな自然課 消費生活センター 住宅政策課	1 2 3 6 7 8
	2 歳入歳出事項別明細書		10
	3 節の明細		20
	4 債務負担行為に関する調書	水・大気環境課	21

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成25年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算		
	1 歳入予算事項別明細書	水・大気環境課	22
	2 補正予算説明資料	水・大気環境課	23
	3 歳入歳出事項別明細書	水・大気環境課	24
4 債務負担行為に関する調書	水・大気環境課	25	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部改正について	水・大気環境課	26
議案第6号	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について	循環型社会推進課	28
議案第7号	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	くらしの安心推進課	30
議案第8号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	住宅政策課	35
議案第13号	工事請負契約（天神浄化センター電気設備工事その26（中央監視制御設備改築））の締結について	水・大気環境課	37
議案第14号	財産を無償で譲渡すること（県営住宅丸山団地）について	住宅政策課	38

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	環境立県推進課 水・大気環境課 衛生環境研究所 循環型社会推進課 緑豊かな自然課 景観まちづくり課 住宅政策課	39
報告第4号	平成24年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水・大気環境課	40
報告第10号	議会の委任による専決処分の報告について （11）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について （平成25年5月21日専決）	住宅政策課	41
報告第11号	長期継続契約の締結状況について	衛生環境研究所 消費生活センター 中部総合事務所 生活環境局	42

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,569,475	3,987	2,573,462				3,987	
水・大気環境課	930,117	31,227	961,344	5,000		25,763	464	
緑豊かな自然課	1,175,695	9,201	1,184,896			9,201		
消費生活センター	83,825	24,670	108,495			24,670		
住宅政策課	2,223,802	59,710	2,283,512	19,855	20,000		19,855	
合計	7,632,822	128,795	7,761,617	24,855	<20,000> 20,000	59,634	24,306	県負担額 175,276
(特別会計)				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
[天神川流域下水道事業]					<△4,032>			県負担額
水・大気環境課	1,372,674	0	1,372,674	23,650	△12,000	△11,825	175	-3,857
(一般会計)								
環境立県推進課	エネルギーシフト加速化事業に係る補正							
水・大気環境課	大気汚染防止対策事業に係る補正 他							
緑豊かな自然課	県立布勢総合運動公園基金造成補助事業に係る補正							
消費生活センター	消費者事業活性化事業に係る補正							
住宅政策課	住宅・建築物耐震化総合支援事業に係る補正 他							
(天神川流域下水道事業特別会計)								
水・大気環境課	流域下水道事業費に係る補正							

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
 県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エネルギーシフト加速化事業	431,693	3,987	435,680				3,987	
トータルコスト	445,992	3,987	449,979	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0人	1.8人	制度設計、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	本年度末における再生可能エネルギー設備の導入量を721,714 kWとする。							

事業内容の説明

【住民参画型再生可能エネルギー導入促進事業】

1 事業の目的・概要

県有施設の屋根を貸し付けることで、比較的出力の大きな太陽光発電設備の導入と新たなビジネスモデルの創出を図る。

2 主な事業内容

県有施設の屋根貸しを行うための建物の構造計算を委託する。

(知事部局4施設：東部庁舎、皆成学園、総合療育センター、日野振興センター)

3 これまでの取組状況

県有施設（知事部局施設及び教育施設）の屋根を太陽光発電設備設置のために貸し出す屋根貸しには、構造計算及び実施設計が必要であり、構造が類似しており、事前の個別調査が不要な教育施設については、今年度当初予算にて先行して実施している。

知事部局施設については建物の規模や形状が多様であり、事前に太陽光発電設備設置可否調査を行う必要があったことから、当初予算には間に合わなかったが、この度調査結果を基に耐震性や安全性を勘案して屋根貸し可能な施設の選定が完了したことから、構造計算を実施するもの。

なお、選定に当たっては、知事部局47施設95棟を対象に調査を行い、日照条件、パネル設置可能面積、耐震性及び安全性を考慮した。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7206）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内			備考
				国庫支出金	起債	その他	
大気汚染防止対策事業	47,439	債務負担行為 1,523 26,052	債務負担行為 1,523 73,491			(基金繰入金) 25,763 債務負担行為 1,523 289	
トータルコスト	71,271	26,052	97,323	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	3.0人	0.0人	3.0人	測定装置整備に係る物品購入事務等			
工費表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する						

【地域の元気・公共投資臨時基金充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定局については、平成23年度に鳥取市、平成24年度に米子市において整備し、現在、倉吉市において整備を進めているところであるが、中国大陸からの流入状況や平成25年1月以降の高い測定値が観測されている状況も踏まえ、3市以外の人口密集地やその他山間部などの状況を把握することが必要な状況となった。

PM<sub>2.5</sub>については人の健康への影響が懸念されていることを考慮し、3市に次ぐ人口密集地である境港市へ測定局を整備する。

2 主な事業内容

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の監視体制を強化するため、境港市内に測定局（1ヶ所）を整備する。

（単位：千円）

	補正前	補正額	補正後
委託料	15,749	3,266	19,015
備品購入費	24,497	22,786	47,283
標準事務費	7,193	-	7,193
計	47,439	26,052	73,491

3 債務負担行為（平成26年度）

PM<sub>2.5</sub>の測定体制の強化に伴い、平成25年10月から平成27年3月におけるPM<sub>2.5</sub>測定局の新設（境港市）、PM<sub>2.5</sub>測定装置の増設（倉吉保健所）及びPM<sub>2.5</sub>成分分析用試料採取作業（鳥取保健所）に係る日常管理業務を新たに委託する。

○平成26年度債務負担行為限度額 1,523千円

（内訳）境港市局 577,500円

倉吉保健所局 315,000円

鳥取保健所局 630,000円

計 1,522,500円

平成25年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産費

3項 農地費

水・大気環境課（内線：7401）

2目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	16,000	5,000	21,000	5,000				
トータルコスト	16,794	5,000	21,794	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標（指標）	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							

事業内容の説明

事業実施地区追加（三朝町）に伴う補助金額の増額による補正

【箇所別概要】

（単位：千円）

地区名	事業主体	現予算額			補正予算額			合計		
		機能診断	最適整備構想	計	機能診断	最適整備構想	計	機能診断	最適整備構想	計
日南町	日南町	0	5,000	5,000	0	0	0	0	5,000	5,000
日野町	日野町	6,000	5,000	11,000	0	0	0	6,000	5,000	11,000
三朝町	三朝町	0	0	0	0	5,000	5,000	0	5,000	5,000
合計		6,000	10,000	16,000	0	5,000	5,000	6,000	15,000	21,000

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

4目 下水道費

水・大気環境課（内線：7401）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
天神川流域下水道事業特別会計繰出金	3,844	175	4,019				175	
トータルコスト	3,844	175	4,019	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	-				
工程表の政策目標（指標）	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
事業の目的・概要								
天神川流域下水道事業特別会計の建設事業費の補正に伴う繰出金の増額。								



平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

緑豊かな自然課 (内線: 7403)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立布勢総合運動公園基金造成補助事業	0	9,201	9,201			(雑入) 9,201		
トータルコスト	0	9,201	9,201	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	魅力ある都市公園となるよう適切に施設の維持管理を行い、地域の拠点施設として地元市町村と連携して利用者の増を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしている。

平成24年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除を行った額の1/2を、指定管理者に基金造成補助金として交付するもの。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	金額	主な内容
平成24年度管理委託料余剰額 (A)	29,081千円	・委託等の複数年契約による減等
複数年契約導入による請負差額 (B)	10,680千円	・清掃委託業務費の減等
差引 (C) = (A) - (B)	18,401千円	(参考) 平成24年度管理委託料契約額 278,000千円
上記の1/2 (D) = (C) × 1/2	9,201千円	

交付先: 公益財団法人鳥取県体育協会 (県立布勢総合運動公園の指名指定管理者)

基金を充当する事業:

- (1) 指定管理者が定款に定める公益事業  
 <想定されるもの>
  - ・スポーツに関する宣伝、啓発、指導奨励
  - ・体育大会、各種講習会の実施及びその援助
  - ・スポーツ少年団の育成
- (2) 県立布勢総合運動公園の管理運営

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

7目 消費者支援対策費

消費生活センター (0859-34-2705)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
消費者行政活性化事業	32,398	24,670	57,068			24,670		
トータルコスト	39,548	24,670	64,218	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	啓発・広報業務、講座開催				
工程表の政策目標(指標)	○相談体制の充実・強化 ○広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国の交付金を受けて平成21年度から鳥取県消費者行政活性化基金による事業を行っているところであるが、昨年度末に鳥取県へ2千万円の追加配分(全国60.2億円)を受け、実施期間も平成25年度末まで延長されたことから、このたび、更なる消費者行政活性化のための事業を実施するもの。特に、近年悪質化する消費者トラブルを未然に防ぐため、一層積極的な啓発・広報を実施するとともに、県内の消費生活相談に携わる有資格者の不足を補い、県内の相談体制の底上げを図るため、専門相談員の養成を行う。

2 主な事業内容

区分	予算額	内 容
啓発・広報	9,970	○ラジオによる啓発・広報【新規】 ・悪質事業者の最新の手口等について、県が相談業務を委託しているNPO法人の専門相談員がラジオ番組に生出演して紹介し注意喚起する。(月2回、1回5分間) ○啓発用DVDの作成【新規】 ・最近被害が増加している消費者トラブル事例について、啓発講座等で使用するためのDVDを作成する。(市町村等へも配布) ○新聞記事連載【継続】 ・消費生活トラブルや食品表示等について、日本海新聞にQ&Aを連載する。(月2回)
専門相談員の養成	14,700	○消費生活コンサルタント養成講座の開催【新規】 ・今後の専門相談員の不足や需要増に備え、消費生活コンサルタント養成講座を開催し、10名程度養成する。
計	24,670	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県内の相談件数自体は減少傾向にあるが、高齢者等を狙った悪質商法は依然として多発しており、これまでも啓発講座やマスコミへの情報提供等を通じて注意喚起に取り組んできた。  
 →悪質商法の手口は日々、複雑化、巧妙化しており、被害の未然防止のためには、様々な媒体を通じた一層積極的な啓発・広報が必要となっている。
- ・平成21年度までに全市町村で消費生活相談窓口が設置され、平成24年度から県と一部市町が共同で相談業務のNPO法人への委託を開始した。  
 →ほとんどの町村では専門相談員が配置されておらず、NPO法人から相談員が派遣される日以外は行政職員のみで対応しているのが現状であり、専門性の高い相談業務に対応し、県全体の相談体制を維持し底上げを図っていくためには、今後の需要に対応できるよう、必要となる人材を養成・確保し、裾野を広げていく必要がある。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7391）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	37,909	20,000	57,909				20,000	
トータルコスト	45,853	20,000	65,853	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	-				
工程表の政策目標（指標）	住宅、公共施設等建築物の耐震化率を向上させる							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模地震の発生に備え、建築物の安全性の向上を一層促進するため、建築物の耐震化の促進に関する法律が改正され、平成27年末を期限として現行の耐震基準に満たない不特定多数の者が利用する大規模施設の耐震診断が義務化される。

この改正を受け、本県においても県内で対象となる大規模施設の所有者が取り組む耐震診断を支援するため、国の新たな支援策に沿う形で、新たな補助事業を創設する。

2 主な事業内容

○耐震対策緊急促進事業

項目	内容
対象事業	昭和56年5月31日以前に建築された民間の不特定多数の者が利用する建築物の所有者が行う耐震診断 ・用途：多数の者が利用する大規模建築物 ・規模：階数3以上（体育館は1階以上）、かつ、延べ面積5,000㎡以上 ※小中学校等は階数2階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ※保育所・幼稚園は階数2階以上、かつ、延べ面積1,500㎡以上
事業主体	市町村（国、県、市町村の補助）
補助額	耐震診断費全額を対象として助成 ※今後、省令等により標準的費用が定められる予定
負担割合	県は市町村と同額を補助、国は地方公共団体（県＋市町村）と同額を補助 ※最大 国1/2、県1/4、市町村1/4
予算額	20,000千円

○要求内訳

区分		H25	H26	H27	計
耐震診断	棟数	4棟	4棟	4棟	12棟
	事業費(千円)	80,000	80,000	80,000	240,000
県助成額	(千円)	20,000	20,000	20,000	60,000

平成25年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
公営住宅整備事業	1,017,499	39,710	1,057,209	19,855	<20,000> 20,000		△145	県負担額 19,855								
トータルコスト	1,054,836	39,710	1,094,546	（補正に係る主な業務内容） 企画立案、交付金事務等												
従事する職員数	4.7人	0.0人	4.7人													
工程表の政策目標（指標）	-															
事業内容の説明																
1 事業の目的・概要																
本年度に整備を予定している「県営住宅余子団地」の建替え事業について、昨年度行った実施設計及び地質調査の結果を踏まえ、当初の事業費に見込んでいない地盤改良に要する経費等を増額補正する。																
2 主な事業内容 建替等整備事業																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>位置</th> <th>構造・階数</th> <th>整備戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余子</td> <td>境港市誠道町</td> <td>木造平・2階建</td> <td>1期14戸（全体28戸）</td> </tr> </tbody> </table>									団地名	位置	構造・階数	整備戸数	余子	境港市誠道町	木造平・2階建	1期14戸（全体28戸）
団地名	位置	構造・階数	整備戸数													
余子	境港市誠道町	木造平・2階建	1期14戸（全体28戸）													

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は記載欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	373,796	194	373,990	5,131		5,131	5,131		5,131
2 給料	1,553,382		1,553,382	18,405		18,405	18,405		18,405
3 職員手当等	874,563		874,563	9,275		9,275	9,275		9,275
4 共済費	602,382		602,382	7,445		7,445	7,445		7,445
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	1,371		1,371						
8 報償費	71,466	3,744	75,210	3,460	144	3,604	3,460	144	3,604
9 旅費	67,678		67,678	2,712		2,712	2,712		2,712
費用弁償	8,501		8,501	181		181	181		181
普通旅費	35,681		35,681	1,799		1,799	1,799		1,799
特別旅費	23,496		23,496	732		732	732		732
10 交際費									
11 需用費	195,265		195,265	4,988		4,988	4,988		4,988
12 役務費	94,876		94,876	4,546		4,546	4,546		4,546
13 委託料	2,685,582	25,576	2,711,158	28,996	24,526	53,522	28,996	24,526	53,522
14 使用料及び賃借料	74,655		74,655	1,817		1,817	1,817		1,817
15 工事請負費	342,802		342,802						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	32,330		32,330	20		20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	33,704,828	90,577	33,795,405	36,895		36,895	36,895		36,895
20 扶助費	1,743,999		1,743,999						
21 貸付金	38,278		38,278	200		200	200		200
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	317,677		317,677	160		160	160		160
26 寄附金	1,250		1,250						
27 公課費	76		76						
28 繰出金	2,192		2,192						
予備費									
計	42,778,448	120,091	42,898,539	124,050	24,670	148,720	124,050	24,670	148,720
財源									
内 国庫支出金	3,151,058	21,538	3,172,596						
内 地方債	315,000		315,000						
内 その他	4,377,084	85,226	4,462,310	34,558	24,670	59,228	34,558	24,670	59,228
内 一般財源	34,935,306	13,327	34,948,633	89,492		89,492	89,492		89,492

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	7目 消費者支援対策費			
1	報酬	4,933		4,933
2	給料	18,405		18,405
3	職員手当等	9,275		9,275
4	共済費	7,445		7,445
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	3,176	144	3,320
9	旅費	2,185		2,185
	費用弁償	124		124
	普通旅費	1,514		1,514
	特別旅費	547		547
10	交際費			
11	需用費	4,119		4,119
12	役務費	4,266		4,266
13	委託料	28,996	24,526	53,522
14	使用料及び賃借料	1,597		1,597
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	20		20
19	負担金、補助及び交付金	33,478		33,478
20	扶助費			
21	貸付金	200		200
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	160		160
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	118,255	24,670	142,925
財源内訳	国庫支出金			
	地方債			
	その他	33,537	24,670	58,207
訳	一般財源	84,718		84,718

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費										
				うち生活環境部							
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費				
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報酬	146,065		146,065	69,237		69,237	45,288		45,288		
2 給料	1,439,271		1,439,271	736,200		736,200	327,609		327,609		
3 職員手当等	787,376		787,376	377,195		377,195	169,712		169,712		
4 共済費	548,294		548,294	280,320		280,320	126,708		126,708		
5 災害補償費											
6 恩給及び退職年金											
7 賃金	7,130		7,130								
8 報償費	64,109	267	64,376	13,495		13,495	12,801		12,801		
9 旅費	73,724	68	73,792	29,205		29,205	23,951		23,951		
費用弁償	3,299		3,299	1,236		1,236	1,041		1,041		
普通旅費	37,202		37,202	17,087		17,087	12,733		12,733		
特別旅費	33,223	68	33,291	10,882		10,882	10,177		10,177		
10 交際費											
11 需用費	261,853	7,118	268,971	110,296		110,296	63,524		63,524		
12 役務費	75,085		75,085	30,523		30,523	25,192		25,192		
13 委託料	1,038,347	33,503	1,071,850	586,018	7,253	593,271	445,868	7,253	453,121		
14 使用料及び賃借料	80,774		80,774	39,661		39,661	33,024		33,024		
15 工事請負費	35,979		35,979	35,979		35,979	35,979		35,979		
16 原材料費											
17 公有財産購入費											
18 備品購入費	185,382	22,786	208,168	71,671	22,786	94,457	67,628	22,786	90,414		
19 負担金、補助及び交付金	6,709,953	172,345	6,882,298	656,585		656,585	656,461		656,461		
20 扶助費	1,222,873	19,908	1,242,781								
21 貸付金	1,000,352		1,000,352								
22 補償、補填及び賠償金											
23 償還金、利子及び割引料											
24 投資及び出資金											
25 積立金	19,785		19,785	6,106		6,106	6,106		6,106		
26 寄附金	30,500		30,500								
27 公課費	50		50								
28 繰出金											
予備費											
計	13,726,902	255,995	13,982,897	3,042,491	30,039	3,072,530	2,039,851	30,039	2,069,890		
財源内訳											
国庫支出金	1,701,349	22,195	1,723,544	221,819		221,819	184,925		184,925		
地方債	12,000		12,000								
その他	3,373,965	181,155	3,555,120	168,680	25,763	194,443	167,064	25,763	192,827		
一般財源	8,639,588	52,645	8,692,233	2,651,992	4,276	2,656,268	1,687,862	4,276	1,692,138		

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	42,754		42,754
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	6,219		6,219
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	11,373		11,373
9	旅費	20,656		20,656
	費用弁償	951		951
	普通旅費	10,192		10,192
	特別旅費	9,513		9,513
10	交際費			
11	需用費	40,031		40,031
12	役務費	19,690		19,690
13	委託料	429,548	7,253	436,801
14	使用料及び賃借料	28,307		28,307
15	工事請負費	35,979		35,979
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	65,158	22,786	87,944
19	負担金、補助及び交付金	636,786		636,786
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	6,106		6,106
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,342,607	30,039	1,372,646
財源	国庫支出金	165,655		165,655
	地方債			
	その他	39,526	25,763	65,289
訳	一般財源	1,137,426	4,276	1,141,702



平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部			3項 農地費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	358,879		358,879	6,858		6,858			
2 給料	2,488,356		2,488,356	3,681		3,681	3,681		3,681
3 職員手当等	1,260,303		1,260,303	1,855		-1,855	1,855		1,855
4 共済費	955,875		955,875	2,437		2,437	1,350		1,350
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	733		733						
8 報償費	41,927	20	41,947	865		865			
9 旅費	102,275	356	102,631	948		948	150		150
費用弁償	3,549		3,549						
普通旅費	86,758	356	87,114	703		703	150		150
特別旅費	11,968		11,968	245		245			
10 交際費									
11 需用費	529,314	1,289	530,603	7,185		7,185	218		218
12 役務費	129,479	45	129,524	1,130		1,130	290		290
13 委託料	1,362,384	65,492	1,427,876	24,299		24,299			
14 使用料及び賃借料	196,160	888	197,048	2,243		2,243	220		220
15 工事請負費	3,156,098	617,989	3,774,087						
16 原材料費	2,031		2,031						
17 公有財産購入費	12,300		12,300						
18 備品購入費	100,412	990	101,402						
19 負担金、補助及び交付金	14,836,867	251,251	15,088,118	156,929	5,000	161,929	151,241	5,000	156,241
20 扶助費									
21 貸付金	806,298		806,298						
22 補償、補填及び賠償金	57,410	1,700	59,110						
23 償還金、利子及び割引料	149,611		149,611						
24 投資及び出資金	10		10						
25 積立金	179,860	6,300	186,160						
26 寄附金									
27 公課費	337		337						
28 繰出金	283,840		283,840						
予備費									
計	27,010,759	946,320	27,957,079	208,430	5,000	213,430	159,005	5,000	164,005
財源	4,717,099	470,112	5,187,211	81,798	5,000	86,798	81,639	5,000	86,639
内	1,517,000	269,000	1,786,000						
所	6,958,946	17,324	6,976,270	4,078		4,078			
の	13,817,714	189,884	14,007,598	122,554		122,554	77,366		77,366
他									
一									
般									
財									
源									

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	3項 農地費			
	2目 土地改良費			
1	報酬			
2	給料	3,681		3,681
3	職員手当等	1,855		1,855
4	共済費	1,350		1,350
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	150		150
	費用弁償			
	普通旅費	150		150
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	218		218
12	役務費	290		290
13	委託料			
14	使用料及び賃借料	220		220
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	151,241	5,000	156,241
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	159,005	5,000	164,005
財	国庫支出金	81,639	5,000	86,639
源	地方債			
内	その他			
訳	一般財源	77,366		77,366

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
							1項 土木管理費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	331,038		331,038	38,040		38,040	307		307
2 給料	2,020,869		2,020,869	265,032		265,032	18,405		18,405
3 職員手当等	1,022,599		1,022,599	133,565		133,565	9,275		9,275
4 共済費	790,440		790,440	100,883		100,883	6,750		6,750
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	500		500						
8 報償費	13,737	100	13,837	3,339		3,339	437		437
9 旅費	44,763		44,763	6,128		6,128	464		464
費用弁償	2,532		2,532	740		740	171		171
普通旅費	38,090		38,090	4,530		4,530	98		98
特別旅費	4,141		4,141	858		858	195		195
10 交際費									
11 需用費	722,461		722,461	63,769		63,769	1,347		1,347
12 役務費	167,293		167,293	16,954		16,954	114		114
13 委託料	5,217,625	983,398	6,201,023	833,121		833,121	8,015		8,015
14 使用料及び賃借料	286,599		286,599	27,653		27,653	210		210
15 工事請負費	19,418,803	4,877,176	24,295,979	1,111,884	39,710	1,151,594			
16 原材料費	4,918		4,918						
17 公有財産購入費	1,207,300	388,350	1,595,650						
18 備品購入費	376,767		376,767	8,803		8,803	32		32
19 負担金、補助及び交付金	8,097,101	703,501	8,800,602	1,025,216	29,201	1,054,417	73,535	20,000	93,535
20 扶助費									
21 貸付金	17,711		17,711	17,711		17,711			
22 補償、補填及び賠償金	2,023,727	326,670	2,350,397	15,205		15,205			
23 償還金、利子及び割引料	3,000		3,000						
24 投資及び出資金									
25 積立金	30,826		30,826	30,826		30,826			
26 寄附金									
27 公課費	6,173		6,173						
28 繰出金	3,844	175	4,019	3,844	175	4,019			
予備費									
計	41,808,094	7,279,370	49,087,464	3,701,973	69,086	3,771,059	118,891	20,000	138,891
財国庫支出金	12,303,990	3,838,797	16,142,787	614,665	19,855	634,520	3,393		3,393
源地方債	12,327,000	2,159,000	14,486,000	167,000	20,000	187,000			
内その他	3,184,663	189,777	3,374,440	1,192,232	9,201	1,201,433	13,932		13,932
訳一般財源	13,992,441	1,091,796	15,084,237	1,728,076	20,030	1,748,106	101,566	20,000	121,566

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節									
				5項 都市計画費					
	4目 建築指導費						3目 公園費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	307		307	1,653		1,653			
2 給料				58,896		58,896	29,448		29,448
3 職員手当等				29,680		29,680	14,840		14,840
4 共済費				21,600		21,600	10,800		10,800
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費	437		437	2,812		2,812	1,778		1,778
9 旅費	464		464	2,373		2,373	700		700
費用弁償	171		171	419		419			
普通旅費	98		98	1,292		1,292	71		71
特別旅費	195		195	662		662	629		629
10 交際費									
11 需用費	1,347		1,347	4,479		4,479	2,893		2,893
12 役務費	114		114	2,800		2,800	1,229		1,229
13 委託料	8,015		8,015	498,384		498,384	478,204		478,204
14 使用料及び賃借料	210		210	9,849		9,849	8,958		8,958
15 工事請負費				10,230		10,230	10,230		10,230
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	32		32	8,671		8,671	8,671		8,671
19 負担金、補助及び交付金	73,535	20,000	93,535	424,533	9,201	433,734	381,370	9,201	390,571
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金				6,003		6,003	6,003		6,003
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金				3,844	175	4,019			
予備費									
計	84,461	20,000	104,461	1,085,807	9,376	1,095,183	955,124	9,201	964,325
財 国庫支出金	3,393		3,393	3,137		3,137			
源 地 方 債									
内 そ の 他	13,932		13,932	46,600	9,201	55,801	45,986	9,201	55,187
訳 一 般 財 源	67,136	20,000	87,136	1,036,070	175	1,036,245	909,138		909,138

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目									
	4目 下水道費			6項 住宅費			2目 住宅建設費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬			36,080		36,080	8,482		8,482	
2	給料			187,731		187,731				
3	職員手当等			94,610		94,610				
4	共済費			72,533		72,533	1,328		1,328	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	72		72	90	90	90		90	
9	旅費	607		607	3,291	3,291	51		51	
	費用弁償				150	150				
	普通旅費	574		574	3,140	3,140	50		50	
	特別旅費	33		33	1	1	1		1	
10	交際費									
11	需用費	600		600	57,943	57,943	50		50	
12	役務費	1,121		1,121	14,040	14,040	30		30	
13	委託料	166		166	326,722	326,722	37,367		37,367	
14	使用料及び賃借料	491		491	17,594	17,594	20		20	
15	工事請負費				1,101,654	39,710	1,141,364	965,002	39,710	1,004,712
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				100	100	100		100	
19	負担金、補助及び交付金	23,784		23,784	527,148	527,148	435,463		435,463	
20	扶助費									
21	貸付金				17,711	17,711	17,711		17,711	
22	補償、補填及び賠償金				9,202	9,202	9,202		9,202	
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				30,826	30,826	30,826		30,826	
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金	3,844	175	4,019						
	予備費									
	計	30,685	175	30,860	2,497,275	39,710	2,536,985	1,505,722	39,710	1,545,432
財	国庫支出金	2,057		2,057	608,135	19,855	627,990	598,204	19,855	618,059
源	地方債				167,000	20,000	187,000	167,000	20,000	187,000
内	その他				1,131,700		1,131,700	459,054		459,054
訳	一般財源	28,628	175	28,803	590,440	△145	590,295	281,464	△145	281,319

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	132,525		132,525
2	給料	1,045,404		1,045,404
3	職員手当等	533,020		533,020
4	共済費	401,153		401,153
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	941		941
8	報償費	24,895	144	25,039
9	旅費	46,182		46,182
	費用弁償	2,922		2,922
	普通旅費	27,511		27,511
	特別旅費	15,749		15,749
10	交際費			
11	需用費	196,479		196,479
12	役務費	56,999		56,999
13	委託料	1,738,818	31,779	1,770,597
14	使用料及び賃借料	76,078		76,078
15	工事請負費	1,147,863	39,710	1,187,573
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	233,839	22,786	256,625
19	負担金、補助及び交付金	1,924,574	34,201	1,958,775
20	扶助費			
21	貸付金	17,911		17,911
22	補償、補填及び賠償金	15,205		15,205
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	37,092		37,092
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	3,844	175	4,019
	予備費			
	計	7,632,822	128,795	7,761,617
財源内訳	国庫支出金	1,272,738	24,855	1,297,593
	地方債	167,000	20,000	187,000
	その他	1,448,575	59,634	1,508,209
	一般財源	4,744,509	24,306	4,768,815

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2項 土地改良費		
	負担金、補助 及び交付金	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金 5,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
	負担金、補助 及び交付金	・耐震対策緊急促進事業補助金 20,000
5項 都市計画費		
3目 公園費		
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県立布勢総合運動公園基金造成事業補助金 9,201
4項 下水道費		
	繰 出 金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金 175

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 大気測定局日常管理業務委託	1,523 千円			平成26年度	1,523 千円				1,523 千円	



## 平成25年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前 千円	補正額 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			735,343	△11,825	723,518			
	1 負担金		735,343	△11,825	723,518			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	735,343	△11,825	723,518	1 天神川流域下水道建設事業費負担金	△ 11,825	
3 国庫支出金			339,610	23,650	363,260			
	1 国庫補助金		339,610	23,650	363,260			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	339,610	23,650	363,260	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	23,650	
4 繰入金			3,844	175	4,019			
	1 一般会計繰入金		3,844	175	4,019			
		1 一般会計から繰入	3,844	175	4,019	1 一般会計から繰入	175	
6 県債			122,000	△12,000	110,000			
	1 県債		122,000	△12,000	110,000			
		1 天神川流域下水道事業債	122,000	△12,000	110,000	1 天神川流域下水道事業債	△ 12,000	建設事業費充当
歳入合計			1,372,674	0	1,372,674			

平成25年度天神川流域下水道事業特別会計補正予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7401）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	582,559	(債務負担行為) 174,000	(債務負担行為) 174,000	(債務負担行為) 117,000	(債務負担行為) 28,000 (△4,032) △12,000	(負担金) (債務負担行為) 28,500 △11,825	(債務負担行為) 500 繰入金 175	県負担額 △3,857
トータルコスト	593,681	0	593,681	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	事業内容の変更				
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
中央監視制御設備改築工事の完成時期が平成26年度前半となる見込みとなり、同時施工する予定の機械濃縮機改築工事(120,000千円)を、前倒して施工を行う。								
2 主な事業内容								
【補正内容】 (単位：千円)								
項目		補正前	補正後					
機械濃縮機改築工事を前倒し施工(H26→H25)		0	120,000					
水処理施設改築工事(屋根防水)をH26へ延期		120,000	0					
中央監視制御設備改築工事(電気)のH25進捗率の増		300,600	322,500					
中央監視制御設備改築工事改築支援業務委託の直営実施による減額		1,500	0					
水処理施設改築工事監理業務委託のH26延期に伴う減額		8,700	0					
汚泥濃縮貯留設備詳細設計業務委託の直営実施に伴う減額		14,700	0					
機械濃縮機改築工事監理業務委託を前倒し実施		0	3,000					
(その他 変更なし項目)		137,059	137,059					
予算額合計		582,559	582,559					
3 債務負担行為(平成26年度)								
機械濃縮機改築工事を、平成25、26年度において施工する。								
・機械濃縮機改築工事								
平成25年度 120,000千円								
平成26年度 170,000千円(A)								
・機械濃縮機改築工事監理業務委託								
平成25年度 3,000千円								
平成26年度 4,000千円(B) (A)+(B)=174,000千円								

(注) 起債額の上段( )書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は記載欄の( )書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成25年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	天神川流域下水道事業特別会計											
	款項目			1 款 流域下水道事業費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1 項 流域下水道建設事業費			1 目 建設事業費		
							補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬												
2 給料	7,362		7,362	7,362		7,362						
3 職員手当等	3,710		3,710	3,710		3,710						
4 共済費	2,700		2,700	2,700		2,700						
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃金												
8 報償費												
9 旅費	1,025		1,025	1,025		1,025	485		485	485		485
費用弁償												
普通旅費	1,025		1,025	1,025		1,025	485		485	485		485
特別旅費												
10 交際費												
11 需用費	1,332		1,332	1,332		1,332	720		720	720		720
12 役務費	1,617		1,617	1,617		1,617	1,010		1,010	1,010		1,010
13 委託料	491,345	△21,900	469,445	491,345	△21,900	469,445	38,420	△21,900	16,520	38,420	△21,900	16,520
14 使用料及び賃借料	2,703		2,703	2,703		2,703	1,424		1,424	1,424		1,424
15 工事請負費	723,883	21,900	745,783	723,883	21,900	745,783	545,600	21,900	567,500	545,600	21,900	567,500
16 原材料費												
17 公有財産購入費												
18 備品購入費												
19 負担金、補助及び交付金	467		467	467		467						
20 扶助費												
21 貸付金												
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料	131,530		131,530									
24 投資及び出資金												
25 積立金												
26 寄附金												
27 公課費	5,000		5,000	5,000		5,000						
28 繰出金												
予備費												
計	1,372,674		1,372,674	1,241,144		1,241,144	587,659		587,659	587,659		587,659
財源内訳												
国庫支出金	339,610	23,650	363,260	339,610	23,650	363,260	339,610	23,650	363,260	339,610	23,650	363,260
地方債	122,000	△12,000	110,000	122,000	△12,000	110,000	122,000	△12,000	110,000	122,000	△12,000	110,000
その他	907,220	△11,825	895,395	775,690	△11,825	763,865	122,205	△11,825	110,380	122,205	△11,825	110,380
繰入金	3,844	175	4,019	3,844	175	4,019	3,844	175	4,019	3,844	175	4,019

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰 入 金			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成25年度 機械濃縮機改築工事	174,000			平成26年度	174,000	117,000	28,000	28,500	500	

<p>条例名等</p>	<p>とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  伯耆町において地下水資源の保護等を目的とし、地下水の採取を規制する条例が平成25年3月26日に公布され、同年7月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 地下水の採取の規制に係る第2章から第5章までの規定(影響調査、採取の届出、採取量等の監視、重点保全地域)の適用を除外する区域へ、地下水条例を制定する他の町(智頭町、大山町、日南町、日野町、江府町)と同様に伯耆町の区域を加える。                  (2) 施行期日等                  ア 施行期日は、公布日とする。                  イ 知事は、伯耆町長から求められたときは、井戸により地下水を採取している者に関する情報を提供するものとする。                  ウ 罰則について、所要の経過措置を講ずる。</p>

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部を改正する条例

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第27条 略 2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外) 第27条 略 2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び日野郡の町の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(情報の提供)

2 知事は、伯耆町長から求められたときは、平成25年7月1日に西伯郡伯耆町の区域において井戸により地下水を採取している者に関する情報を提供するものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前に西伯郡伯耆町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 本条例に相当する条例を市町村が制定した場合に生じる二重適用の問題に適切に対応するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 条例の適用を除外する区域は、空き缶等の投棄の禁止について定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域とする。                  (2) 市町村長は、(1)の条例を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。                  (3) 施行期日は、公布日とする。                  (4) 所要の経過措置を定める。</p>

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外等)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>空き缶等の投棄の禁止について定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域については、適用しない。</u></p> <p>2 <u>市町村長は、前項の条例を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規則で定める区域において当該規則の施行前にした行為については、同項の規定にかかわらず、第15条の規定を適用する。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>別表に定める区域については、適用しない。</u></p> <p><u>別表（第13条関係）</u></p> <p><u>鳥取市</u></p> <p><u>米子市</u></p> <p><u>倉吉市</u></p> <p><u>岩美郡岩美町</u></p> <p><u>八頭郡八頭町</u></p> <p><u>東伯郡湯梨浜町</u></p> <p><u>東伯郡琴浦町</u></p> <p><u>日野郡日野町</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鳥取県環境美化の促進に関する条例別表に定める区域については、改正後の鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第3項の規定は、適用しない。



<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由  及 び  概 要</p>	<p>1 提出理由 終生飼養の徹底及び動物取扱業の更なる適正化を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正 ア 知事は、引き取った犬、猫等のうち飼育に適したものを譲渡しようとするときは、その犬、猫等に関する情報を公示してその飼育を希望する者を募集するものとする。 イ 動物愛護管理員の権限に第2種動物取扱業者の事業所等への立入調査権限を加える。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 動物取扱業者の区分が見直されたことにより、「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める等の所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成25年9月1日とする。 イ 職員の特殊勤務手当に関する条例について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>【参考】 このたびの条例改正は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴うものであり、主な改正点は以下のとおり。 ① 法改正により、県が引き取り又は収容した所有者が不明な犬・猫等について、県は譲渡に努めるよう新たに明文化されたが、本県では既に法改正前から譲渡促進に努めており、この度はその具体的方法等を条例に明記するもの。 ② 現在、法に基づく登録済みの動物取扱業者は、法改正に伴い第1種動物取扱業者へ区分が移行し、別途、第2種動物取扱業者が新設されたことから、動物愛護管理員の立入権限に第2種動物取扱業者の事業所等を追加するもの。</p>

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼育(保管を含む。以下同じ。)する動物で、<u>哺乳類</u>、<u>鳥類</u>及び<u>爬虫類</u>に属するものその他規則で定めるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼育(保管を含む。以下同じ。)する動物で、<u>ほ乳類</u>、<u>鳥類</u>及び<u>は虫類</u>に属するものその他規則で定めるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>動物取扱業</u> <u>法第10条第1項に規定する動物取扱業</u>をいう。</p>
<p>(猫の飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(ねこの飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 <u>ねこ</u>の飼い主は、その飼育する<u>ねこ</u>について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(収容の公示等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>知事は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び法第36条第2項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を収容したときは、規則で定めるところにより、その種類、引取り又は収容の日時及び場所その他必要な事項を3日間公示するものとする。</u></p> <p>3 <u>飼い主は、第1項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した日の翌日までに、同項又は前項に規定する公示があった場合にあっては当該公示の終了する日の翌日までにその犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らなければならない。</u></p>	<p>(収容の公示等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があった場合にあっては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取るができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定(飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。)は、知事が、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により犬又はねこ</u></p>

(犬、猫等の譲渡等)

第13条 知事は、法第35条第1項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び飼い主が前条第3項の期間内に犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

2 知事は、前項の規定により飼育に適する犬、猫等を処分するときは、規則で定めるところにより、当該犬、猫等に関する情報を公示して、その飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。）を募集するものとする。

3 知事は、前項の募集に応じて申し出た者がその犬、猫等を適正に飼育できると認めるときは、その者に当該犬、猫等を譲渡するものとする。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(手数料)

第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。

を引き取った場合及び法第36条第2項の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合について準用する。

(犬、ねこ等の譲渡)

第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると知事が認めるものを含む。）で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(手数料)

第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等（以下この条において「収容犬等」という。）の返還を求める者に対しては、当該返還の申請の際、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該返還の申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)第10条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業の登録</u> 1件につき15,000円</p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業の登録の更新</u> 1件につき12,000円</p> <p>(111の4)～(111の6) 略</p> <p>(111の7) 動物愛護法第35条第1項本文の規定に基づく所有者からの犬又は猫の引取り 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生後91日以上の犬又は猫 1頭又は1匹につき2,000円</p> <p>イ 生後90日以下の犬又は猫 1頭又は1匹につき400円</p> <p>(111の8)から(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(111) 略</p> <p>(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)第10条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業の登録</u> 1件につき15,000円</p> <p>(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業の登録の更新</u> 1件につき12,000円</p> <p>(111の4)～(111の6) 略</p> <p>(111の7) 動物愛護法第35条第1項前段の規定に基づく所有者から求められた犬又はねこの引取り 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生後91日以上の犬又はねこ 1頭又は1匹につき2,000円</p> <p>イ 生後90日以下の犬又はねこ 1頭又は1匹につき400円</p> <p>(111の8)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が<u>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。)</u>の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。)の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務</p>

<p>(1) <u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条若しくは第18条の規定に基づく犬の捕獲業務、同法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは予防注射の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。次号において「動物愛護条例」という。）第11条第1項の規定に基づく犬の収容業務</u></p> <p>(2) <u>狂犬病予防法第6条第9項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第13条第1項の規定に基づく犬、猫その他人事委員会が認める動物の殺処分業務</u></p> <p>2 略</p>	<p>に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) <u>法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第11条第1項の規定による野犬等の収容業務</u></p> <p>(2) <u>法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による野犬等（同条第4項において準用する場合にあつては、犬、ねこその他人事委員会が認める動物）の殺処分業務</u></p> <p>2 略</p>
---	--

条例名等

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由  
丸山団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

2 概要  
(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由	戸数
丸山団地	八頭郡八頭町船岡	八頭町に無償譲渡	6戸

(2) 施行期日は、平成25年8月1日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																			
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>船岡団地</td> <td>八頭郡八頭町船岡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	略		船岡団地	八頭郡八頭町船岡	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>船岡団地</td> <td>八頭郡八頭町船岡</td> </tr> <tr> <td><u>丸山団地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	略		船岡団地	八頭郡八頭町船岡	<u>丸山団地</u>		略	
名 称	位 置																				
略																					
船岡団地	八頭郡八頭町船岡																				
略																					
名 称	位 置																				
略																					
船岡団地	八頭郡八頭町船岡																				
<u>丸山団地</u>																					
略																					
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 北山団地 中南 団地 八東第2団地</td> <td>八頭町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	管理を行わせる者	略		土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 北山団地 中南 団地 八東第2団地	八頭町	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 <u>丸山団地</u> 隼団地 北山 団地 中南団地 八東第2団地</td> <td>八頭町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	管理を行わせる者	略		土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 <u>丸山団地</u> 隼団地 北山 団地 中南団地 八東第2団地	八頭町	略			
名 称	管理を行わせる者																				
略																					
土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 北山団地 中南 団地 八東第2団地	八頭町																				
略																					
名 称	管理を行わせる者																				
略																					
土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 <u>丸山団地</u> 隼団地 北山 団地 中南団地 八東第2団地	八頭町																				
略																					

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>工事請負契約(天神浄化センター電気設備工事その26(中央監視制御設備改築))の締結について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提案理由              工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 工事名 天神浄化センター電気設備工事その26(中央監視制御設備改築)</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517</p> <p>(3) 契約の相手方              住 所 広島市中区鉄砲町7番18号              商号又は名称 株式会社東芝中国支社              代表者氏名 支社長 荒木 俊輝</p> <p>(4) 契約金額 630,000,000円</p> <p>(5) 工事費の減による減額              工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 平成26年9月30日</p> <p>(7) 契約締結の方法 随意契約(プロポーザル方式)</p>



条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること (県営住宅丸山団地) について																										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅丸山団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。</p> <p>2 県営住宅の市町村移管に関する基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 移管対象団地は、現在市町村で管理代行を行っている団地で、建設後10年を経過した団地とする。</p> <p>(2) 土地、建物とも無償で、市町村への移管を推進する。</p> <p>(3) 地域の自立の観点から、入居者への払下げを促進する。</p> <p>(4) 市町村から移管の希望がない場合は、用途廃止を念頭におき、入居者へ住替えの働きかけを行う。</p> </div> <p>3 県営住宅丸山団地の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">土 地</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">所在地</td> <td>八頭郡八頭町船岡字丸山692番2 ほか2筆</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地面積</td> <td>944.48平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">購入金額</td> <td>12,088,960 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建 物</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物用途</td> <td>県営住宅</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延床面積</td> <td>380.1平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">規模等</td> <td>2戸1棟建て3棟、合計6戸</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構 造</td> <td>木 造</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建設年度</td> <td>昭和57年度</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得価格</td> <td>33,330,266 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">残存価格</td> <td>2,333,149 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (大蔵省令) による算定)</td> </tr> </table> <p>4 譲渡の相手方</p> <p style="padding-left: 20px;">八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町</p> <p>5 無償譲渡の理由</p> <p style="padding-left: 20px;">八頭町との間で町営住宅として引き続き管理していく旨の合意がなされたことによる。</p> <p>6 譲渡の予定時期</p> <p style="padding-left: 20px;">平成25年8月1日</p>	土 地		所在地	八頭郡八頭町船岡字丸山692番2 ほか2筆	土地面積	944.48平方メートル	購入金額	12,088,960 円	建 物		建物用途	県営住宅	延床面積	380.1平方メートル	規模等	2戸1棟建て3棟、合計6戸	構 造	木 造	建設年度	昭和57年度	取得価格	33,330,266 円	残存価格	2,333,149 円	(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (大蔵省令) による算定)	
土 地																											
所在地	八頭郡八頭町船岡字丸山692番2 ほか2筆																										
土地面積	944.48平方メートル																										
購入金額	12,088,960 円																										
建 物																											
建物用途	県営住宅																										
延床面積	380.1平方メートル																										
規模等	2戸1棟建て3棟、合計6戸																										
構 造	木 造																										
建設年度	昭和57年度																										
取得価格	33,330,266 円																										
残存価格	2,333,149 円																										
(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (大蔵省令) による算定)																											

平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
4	1 公衆衛生費	衛生環境研究施設整備費	77,147,000	77,147,000		77,147,000				
		環境管理センター事業費	49,084,000	10,500,000						10,500,000
4	2 環境衛生費	再生可能エネルギー事業費	110,400,000	110,400,000		110,400,000				
		大山上駐車場利用費	43,086,000	29,136,000						29,136,000
6	3 農地費	工ネルギー事業費	286,004,000	40,530,000						40,530,000
		加速処理施設整備交付金(汚水処理調整費(農業集落排水))	1,220,000	176,000		88,000				88,000
8	1 土木管理費	農業集落排水事業費	15,000,000	12,955,125		12,955,125				
		住宅・建築物耐震化費	32,482,000	4,465,000						4,465,000
8	5 都市計画費	建築指導費	8,622,000	751,000	751,000					
		都市計画費	30,512,000	15,009,750						15,009,750
8	6 住宅費	都市計画道路見直し事業費	3,019,000	2,635,500		878,500				1,757,000
		みんなで進める都市計画事業費	4,328,000	4,328,000						4,328,000
8	住宅費	都市公園安全安心事業費	233,107,000	127,283,000		63,641,000			63,000,000	642,000
		公営住宅整備事業費(国経済対策)	293,132,000	293,132,000		286,290,000				6,842,000
生活環境部 計			1,955,100,000	824,456,375	751,000	551,399,625	0	0	63,000,000	209,305,750

平成24年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国庫支出金	分担金及び負担金	未収入特定財源	
							その他	地方債	
1	1	流域下水道建設事業費	219,219,000	12,075,663	1,000,000	5,383,775	2,691,888		3,000,000
		計	219,219,000	12,075,663	1,000,000	5,383,775	2,691,888		3,000,000

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について                  (平成25年5月21日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の入居者に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成25年5月21日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 相手方                  県営住宅入居者 1名</p> <p>(2) 請求の要旨                  県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針                  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

## 長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部 衛生環境研究所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市面三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	182,208	平成25年2月1日 ～平成26年1月30日	鳥取県生活環境部 衛生環境研究所
2	生活環境部 衛生環境研究所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町963番地 株式会社愛進堂 倉吉営業所	60,480	平成25年3月1日 ～平成26年2月28日	鳥取県生活環境部 衛生環境研究所
3	生活環境部 衛生環境研究所	物品 保守	ノートパソコン	4台	倉吉市広栄町963番地 株式会社愛進堂 倉吉営業所	477,120	平成25年3月18日 ～平成26年2月28日	鳥取県生活環境部 衛生環境研究所
4	生活環境部 くらしの安心局 消費生活センター	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市面三柳503番地 株式会社衣笠商会 米子支店	91,350	平成25年4月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県生活環境部 くらしの安心局 消費生活センター 東部駐在
5	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	4台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	327,600	平成25年1月31日 ～平成26年7月30日	鳥取県中部総合事務所 生活環境局